

盛岡市宅地造成工事規制区域の見直しについて

平成 15 年 11 月 19 日
都 市 整 備 部

1. 宅地造成等規制法（宅地造成工事規制区域）

宅地造成*によってがけくずれ又は土砂の流出が起きる可能性がある区域を指定して（宅地造成工事規制区域）、その区域内で一定規模の宅地を作る時は、より安全な宅地にするため許可を取らなければならないという法律です。^{2m以上7m以下土砂等}自分の宅地の周辺に危険な宅地ができて災害が起こったら大変です。

*ここでいう宅地造成とは、農地や森林、公共施設用地を除く全ての造成を示します。

2. 現在の区域指定状況

- ・区域指定；建設省が昭和 42 年 8 月 30 日に本紙裏面青色部、面積 1861ha を指定。
- ・活動内容；宅地造成工事の技術審査及び許可。区域内のパトロール。危険箇所の是正指導。
- ・許可件数；年間 10～20 件程度。

3. 見直しの背景

社会情勢の変化（区域指定から 30 年経過）

- ・宅地化に伴う地形の変化 ⇔ 実情に合わない区域の存在
- ・都南村合併に伴う市域拡大 ⇔ 市域サービスの公平化

見直しの契機

- ・平成 12 年 11 月 1 日の特例市移行に伴う宅造事務の権限委譲
- ・平成 9 年 1 月 9 日の建設省による新たな区域指定要領の通知

4. 見直しの進め方

4.1 区域指定の方法及びスケジュール

区域指定要領に基づき、3 ヶ年で規制区域の見直しを行い、規制区域の指定を行う。

年度	作業内容	作業項目
H14	詳細調査が必要な範囲の決定	概略調査-*1自然的、*2社会的要件に適合する区域のゾーニング
H15	宅地造成工事規制区域指定案の作成（裏面赤色部）	詳細調査－現地調査，総合評価 住民意見の反映－懇話会，住民説明会，パブリックコメント 庁内調整，議会
H16	宅地造成工事規制区域の指定 公示	市長決裁 議会に報告，広報等による公示，国土交通大臣に報告

*1 自然的要件・・・宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい場所

*2 社会的要件・・・市街地又は市街地になろうとする土地

4.2 市民意見の反映について

懇話会・・・学識経験者，関係行政機関，住民（盛岡市町内連合会）から選出した 10 名の委員。

3 回実施（10 月 9 日，11 月 25 日，2 月下旬）

パブリックコメント・・・全市民を対象に市ホームページにより，12 月中旬から 1 月中旬まで実施。

住民説明会・・・全市民を対象に，区域指定予定地域で 5 会場を選定し，1 月下旬に実施。

宅地造成工事規制区域素案

御所湖周辺

御所湖

四十四田ダム

松園

桜台

高松の池

綱取ダム

中津川

盛岡駅

南大橋

国道106号

都南大橋

湯沢団地

都南中央大橋

徳田橋

凡 例



現在の宅地造成工事規制区域



宅地造成工事規制区域素案区域